

## 自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務事業者 募集要領

この要領は、自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1 趣 旨

本業務は、近年、全国各地で激甚化、頻発化している地震や風水害等の自然災害リスクへの理解を広げるとともに、地域における防災力、発災時の対応力の向上及び防災啓発活動の推進を図り、地域や教育機関等においてデジタル体験型防災訓練や防災教育の導入を促進するものとする。

### 2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「4 企画提案の参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に係る企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 業務名

自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

#### (3) 業務内容

自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務仕様書による

#### (4) 委託料上限額

金4,972千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 企画提案の参加資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を企画提案の参加者とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿（製造の請負等）に登録されていること。若しくは契約締結までに登録される見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

- 条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国や地方公共団体等から同種・類似事業の受託実績を有するものであること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出すること。

### (1) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留）により「15 問合わせ先・提出先」へ提出すること。

### (2) 提出期間

持参による場合は、令和7年8月1日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）とする。なお、電子メール、郵送による場合は、同年8月1日（金）17時15分までの必着とする。

### (3) 参加辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和7年8月8日（金）17時15分までに、辞退届（様式2）を提出すること。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出物及び部数

- |  |            |
|--|------------|
| ① 自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務企画提案<br>提出書（様式3） | 正本1部（押印）   |
| ② 法人・団体の概要書（様式4）                             | 6部（うち正本1部） |
| ③ 企画提案書（様式5）                                 | 6部（うち正本1部） |
| ④ 見積書（様式任意）                                  | 6部（うち正本1部） |

### (2) 企画提案書の作成方法

記述は、できる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判（縦書き、横書き、左綴じ）を基本として、次の点に留意して作成のこと。

企画提案書には表紙、目次を付けること。

#### ①業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって行程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。

#### ②構成案

- ア 映像資料のシナリオ・構成案を作成すること
- イ 防災教育用パンフレットの構成案を作成すること
- ウ 視聴者の興味を引くような工夫等を記載すること

#### ③映像の見せ方

シナリオ・構成案の表現方法、イメージ等を作成すること

#### ④事業者の同種業務の請負実績

おおむね5年間に、国や地方自治体等から請け負った同種業務の主要な実績を記載すること。（新しいものから5件まで）

#### ⑤作成体制

作成体制、人員、外部委託する場合はその委託先、担当する業務内容等について記載すること。

#### ⑥見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を詳細に記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

### (3) 留意事項

- ① 上記3(4)の委託料上限額を超える者は、審査の対象とはならない。
- ② 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ③ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ⑤ 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- ⑥ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ⑦ 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
  - ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合
  - ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合

### (4) 提出方法

持参又は郵送(書留)により「15 問合わせ先・提出先」へ提出すること。

### (4) 提出期間

持参による場合は、令和7年8月18日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送による場合は、同年8月18日(月)17時15分までの必着とする。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問受付期限

令和7年8月1日(金)17時15分必着

### (2) 受付方法

募集内容に関する質疑は、FAX又は電子メールにより、「15 問合わせ先・提出先」に質問票(様式6)を提出すること。なお、いずれの場合も、送信後に電話により着信の確認を行うこと。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は令和7年8月5日(火)までに、質問内容とともに参加申込者全員に対してメールで行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を行う。

## 8 審査

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。

### (1) 選定方法

- ・審査は、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションにより審査し、最も優れた提案を行った事業者(業務予定者)を選定する。
- ・5者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次審査を行う場合がある。なお、一次選考を実施した場合、その結果は、全提案者へ通知する。
- ・企画提案者が1者だった場合には、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

### (2) プレゼンテーションの実施方法

- ア 実施日時 令和7年8月25日(月)予定 (個別の開始時刻は別途通知する。)
- イ 実施場所 愛媛県庁 第一別館3階 災害対策室

- ウ 説明時間 プレゼンテーションは20分程度、質疑応答は10分程度とする。
- エ 説明者 本業務に従事予定の管理者1名及びその他の者2名以内とする。
- (3) 審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- (4) 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパソコン、プロジェクター等を使用する場合は提案者において準備する。なお、当日は提案者の責任で操作すること。
- (5) 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。
- (6) 選定の評価項目  
別添「自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務事業者 選定評価基準」のとおり。

## 9 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

## 10 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業委託業務仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## 11 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求書提出期限までに電子メール（syouboubousa@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 12 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

### 13 その他留意事項

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的では使用しない。
- (2) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。

### 14 スケジュール（予定）

令和7年

- 7月18日（金） 公告（HP公開）、企画提案募集開始
- 8月1日（金） 企画提案参加申込書、実施内容等に関する質問書の提出期限
- 8月5日（火） 質問への回答期限
- 8月8日（金） 辞退届の提出期限
- 8月18日（月） 企画提案書等の提出期限
- 8月19日（火） 書類審査 ※5者未満の場合は書類審査は省略
- 8月25日（月） 委託業務事業者選定審査会（プレゼンテーション）  
《場所：愛媛県庁第一別館3階 災害対策室》
- 8月29日（金） 受託業者決定、契約締結

令和8年

- 3月27日（金） 成果品の納期限

### 15 問合わせ先・提出先

愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課 消防係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号:089-912-2316、FAX番号:089-941-0119  
メールアドレス [syouboubousa@pref.ehime.lg.jp](mailto:syouboubousa@pref.ehime.lg.jp)

別添

自然災害体験VR動画を活用した防災力向上事業  
委託業務 事業者選定評価基準

区分	項目	審査基準
映像の 内容・ 構成等 (50点)	コンセプトの理解	業務の趣旨や目的を理解しているか。
	構成・内容	自然災害等の恐ろしさ等を理解するために、適切で分かりやすい内容となっているか。
		自然災害等のリスクに必要な知識等の説明に当たり、適切で分かりやすい内容となっているか。
		災害発生時の行動の説明に当たり、適切で分かりやすい内容となっているか。
	独自提案等	訓練等の参加者の興味を引き、訴求力があるよう工夫されているか。
		地域における防災力等の向上の訴求力があるよう工夫されているか。
視聴者（一般県民）の興味を引き、訴求力があるよう工夫されているか。		
映像作成 能力等 (30点)	映像の見せ方	映像の画質、動きが優れている。 映像の見せ方が適切で効果的である。
	作成体制	映像の撮影、編集及び監修が適切に行える。
防災教育用パンフレットの構成・内容 (5点)	コンセプトの理解	業務の趣旨や目的を理解しているか。
見積額 (15点)	価格+見積内容	見積内容で、適切な業務の実施が可能か。経費の積算が適正なものであるか。